

第二十回国会 衆議院 通商産業委員会 議 録 第二十一号

昭和二十九年十二月四日(土曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事小平 久雄君 理事中村 幸八君

理事柳原 三郎君 理事永井勝次郎君

理事加藤 鏞造君

南 好雄君 笹本 一雄君

長谷川四郎君 加藤 清二君

齋木 重一君 伊藤卯四郎君

中崎 敏君

出席政府委員

通商産業政務次官 加藤 宗平君

中小企業庁長官 記内 角一君

委員外の出席者

通商産業事務官(中小企業)

片振興部長 秋山 武夫君

通商産業事務官(中小企業)

興部金融課長 馬郡 巖君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

本日の会議に付した事件

昭和二十九年八月及び九月の風水害
による被害小企業者に対する資金の
融通に関する特別措置法案(内閣提
出第一〇号)

○大西委員長 これより会議を開きま
す。

本日は付託法案の昭和二十九年八月
及び九月の風水害による被害小企業者
に対する資金の融通に関する特別措置
法案を議題とし、審議を進めます。本

案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 お尋ねいたしますが、こ
の法案が通りますと、政令によつて地
域指定が行われると思うのであります
が、現在のところ本法の成立によつて
地域指定を予定されている地域はどこ
とどこであるか、これを承りたいと思
います。

○記内政府委員 お手元に資料とい
たしまして今年の災害のあつた地域がご
ざいますが、これが大きい被害があつ
て、しかも報告のあつた分でございます
。このうちで相当被害高の張るもの
を大体指定するようになつてまいりま
す。うふうに考へておるわけでありま
す。ただししなから、去年の両院の附帯
決議が何かだつたと思ひますが、決議
をいただいておられます指定基準、こ
れは単に中小企業ばかりでございませ
ん、農林災害、また公共土木災害、い
わゆる建設省関係の分も含めて、統一
的な基準によりまして指定をいたした
わけでございます。もし万一年のよう
な基準で指定するといふふうなこと
になりますと、たとえば北海道あるい
は岡山といふふうな相当大きな中小企
業の災害があつたと思はれる府県につ
いて、かえつて指定漏れになるような
おそれもあるのじやないかといふふう
に考へる次第でございます。従いまし
てわれ／＼といひましては、そういう
点も考慮いたしまして、この基準の
決定については、十分慎重を期しまし
て、遺漏のないように処置して参りた

いといふふうになつておる次第でござ
います。

○永井委員 ただいま長官からお話の
ありましたことによつて明らかになつ
たわけでありまして、われ／＼といひま
しては本法を成立せしめるゆゑのもの
のは、災害の実情に即した対策が具体
的に実施されることを期待しておるの
であります。昨年の政令の基準によ
ると、実際は北海道、岡山が相当に災
害がありながら去年の基準ではこの地
域指定から漏れる心配がある。漏れる
心配があるのじやなくて漏れるのだ。
こういうことになりまして、非常にお
れわれ本法審議の趣旨と結果において
齟齬するわけでありまして、これを救
済する方法はどういう手続、どうい
う方法によつて行へば可能であるか。た
とえばこのまま本法を通しておい
ても、行政的な措置で、この取扱ひの基
準をきめる政令の場合、中小企業庁の
考へで基準をきめればそれができるの
か、あるいは本法議決にあつて附帯
決議等をつけておかなければそういう
救済ができないのか。その辺について
明らかにしていただきたいと思いま
す。

○記内政府委員 私ども永井委員の御
説をきくとも考へておりまして、
できるだけ御質問の通りに措置して参
りたいといふふうになつておる次第で
ございます。従いましては去年のよう
に各省統一した基準でもつて指定する
といふことになりまして、この基準のき
め方のいかにによつてはそういうふう

な齟齬も来すおそれもございますの
で、その際には中小企業は特別の例外
として別個の基準を設けてもらふとい
うことを考へたいと思ひます。あるい
は全般的に基準を引下げるといふふう
なことも措置して参りたいといふふう
に考へておる次第でございます。従
いましては御趣旨の点は速記録にも載つ
ておることと思ひますので、できるだけ
そういうふうなことで皆様方の御指導
を得まして遺憾のないようにして参り
たいといふふうになつておる次第で
ございます。

○永井委員 北海道、岡山の災害につ
いては、もう天下周知の事実であつ
て、決して地域的な利害にからんで
特に条件をゆるめてくれといふような
ものではないわけでありまして、北
海道、岡山等の災害の実態が本法の適
用に該当する地域でありながら、指定
の基準でははじかれるといふような不
合理的結果が生れないように、本法提案
の趣旨及び実施の趣旨に沿うように災
害地帯の実情を救済し得るようなと
りかからいをお願いいたしまして私の
質問を終わります。

○大西委員長 他に御質疑はございま
せんか。――それでは本案に対する質
疑を終了いたしました。

引續いて討論を省略して本案を採決
いたします。本案に御賛成の諸君は御
起立を願います。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本案に対
する委員会報告書作成の件につきま
しては委員長に御一任願いたいと存じま
すが御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○大西委員長 それではさう決定い
たします。

暫時休憩いたします。

午前十時五十三分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

昭和二十九年八月及び九月の風水害
による被害小企業者に対する資金の
融通に関する特別措置法案(内閣提
出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年十二月七日印刷

昭和二十九年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局